

埼玉県第4種踏切安全等対策費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。）において、県内の廃止又は第1種踏切への転換が進まない第4種踏切（公道・私道問わず。以下同じ。）の安全対策及び廃止対策に係る設備の整備に必要な経費について、当該鉄道事業者へ補助（負担を含む。以下同じ。）をする市町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）及び当該事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 第4種踏切安全等対策事業に係る補助対象事業は、次のとおりとする。

一 安全対策事業

第4種踏切における歩行者等の直前横断等を抑止するため、簡易遮断器等、歩行者等の一旦停止及び左右確認を促す設備を整備する事業。

二 廃止対策事業

廃止される第4種踏切への歩行者等の進入を阻止するため、市町村が防護柵等、進入防止を目的とした設備を整備する事業。

(補助対象経費)

第3条 前条に定める事業に係る経費は、本工事費及び付帯工事費を補助対象経費とする。なお、国の補助がある場合は、その額を控除した経費を補助対象経費とする。

(補助額)

第4条 前条の補助対象経費に対する補助金の額は、第2条に掲げる事業の種類に応じ、次の各号に定める額とする。

一 安全対策事業については、鉄道事業者が実施する場合においては補助対象経費の4分の1以内、かつ、市町村負担額の2分の1以内で知事の定める額、市町村が実施する場合においては補助対象経費の2分の1以内で知事の定める額とする。

二 廃止対策事業については、補助対象経費の2分の1以内で知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 市町村は、補助対象事業者が国から鉄道施設総合安全対策事業費補助金(第4種踏切道の緊急対策推進事業)交付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なくその写しを市町村に提出させ、知事に提出しなければならない。

5 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、別に定める書類とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請等)

第7条 市町村は、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の実施計画変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の重要な部分に関するもの以外の変更で、負担額に変更を生じない範囲の変更とする。

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第4号により、通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 市町村は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を様式第5号の実施状況報告書にて知事に報告しなければならない。

2 知事は必要に応じて、補助対象事業の遂行の状況等について調査できるものとする。

(実績報告)

第9条 市町村は、補助対象事業が完了等（補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止をいう。次項において同じ。）したとき又は補助対象事業が完了せずに会計年度が終了するときは、様式第6号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の提出期限は、次の各号に掲げる報告の事由に応じ、当該各号に定める日までとする。

一 補助対象事業が完了等したとき 補助対象事業の完了等後30日以内の日又は補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日

二 補助対象事業が完了せずに会計年度が終了するとき 当該会計年度終了の日

(交付額確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の補助金の額を確定し、市町村に通知する様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の請求)

第11条 市町村は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第8号の支払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならず、補助対象事業者に対しても処分させないものとする。ただし、当該市町村が補助金の全部に相当する額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 市町村は、前項の処分をしようとする場合又は補助対象事業者による前項の処分を承認しようとする場合は、あらかじめ、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、市町村又は補助対象事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、補助金の全部又は一部を市町村から県に返還させることができるものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、財産処分制限期間を経過する日までの間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から適用する。